

# 浴槽水の検査項目のうち 「大腸菌群」が「大腸菌」に変わりました

旅館業法施行細則・公衆浴場法施行細則が一部改正され、浴槽水の検査項目のうち「大腸菌群」が「大腸菌」に変わりました。

全ての旅館業及び公衆浴場の営業施設において、令和7年4月1日から新しい検査項目(下表)で水質検査を実施してください。

## 水質基準(令和7年4月1日~)

原湯・上がり用湯(カラントやシャワー)・原水※・上がり用水※		
(※原湯・上がり用湯の検査結果が不適の場合や、その他必要に応じて原水・上がり用水の検査を実施)		
検査項目	基準	検査方法
色度	5度以下	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法
全有機炭素の量 (塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが不適切な場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあっては、10 mg/L 以下)	全有機炭素計測定法 (過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法)
大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu 未満/100mL)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

浴槽水※ (※浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する場合、浴槽水の検査は不要)		
検査項目	基準	検査方法
濁度	5 度以下	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
全有機炭素の量 (塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが不適切な場合にあっては、過マンgan酸カリウム消費量)	8 mg/L 以下 (過マンgan酸カリウム消費量にあっては、25 mg/L 以下)	全有機炭素計測定法 (過マンgan酸カリウム消費量にあっては、滴定法)
大腸菌  令和7年4月1日から変更	1 個/mL 以下	下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu 未満/100mL)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

# 水質検査と結果報告

- 原湯・上がり用湯(カラントやシャワー)・浴槽水<sup>\*</sup>は、1年に1回以上、水質検査を実施します。  
(※浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する場合、浴槽水の検査は不要)
- 検査結果が基準に適合しなかった場合は、直ちに区福祉保健センター生活衛生課へ連絡するとともに、原因究明や清掃・消毒等の措置を講じます。必要に応じて原水・上がり用水の水質検査を実施します。
- 水質検査結果報告書を区福祉保健センター生活衛生課に提出します。  
横浜市電子申請・届出システムによりオンラインで提出することもできますので、業種別に次の二次元コードからご利用ください。



旅館業施設



公衆浴場

## 水質検査 (年1回以上)

検査結果が  
適

区福祉保健センター  
生活衛生課へ連絡

・原因究明  
・清掃、消毒  
など

報告書提出

## 問合せ先

ご不明点等ありましたら、各区福祉保健センター生活衛生課までご連絡ください。

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	保土ヶ谷区	045-334-6363	青葉区	045-978-2465
神奈川区	045-411-7143	旭区	045-954-6168	都筑区	045-948-2358
西区	045-320-8444	磯子区	045-750-2452	戸塚区	045-866-8476
中区	045-224-8339	金沢区	045-788-7873	栄区	045-894-6967
南区	045-341-1192	港北区	045-540-2373	泉区	045-800-2452
港南区	045-847-8445	緑区	045-930-2368	瀬谷区	045-367-5752

作成者：横浜市医療局生活衛生課（横浜市中区本町6-50-10）  
電話番号：045-671-2456 FAX:045-641-6074

令和7年2月作成  
(令和7年10月改訂)

E-mail : ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

※個別施設のお問い合わせは上に記載の区福祉保健センターにお願いします。